

運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に関する研修及び研修通知制度の廃止について（旅客）

国自安第74号

国自旅第175号

平成24年4月16日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国土交通省自動車局長

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成24年3月28日付け国土交通省令第24号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、「旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。）に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで旅客自動車運送事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、旅客自動車運送事業者は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。

また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならぬこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常2年度毎に1度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、2年度連続で受講させなければならぬこと。